

只木ゼミ後期第8問検察レジュメ(反対尋問)

文責:1班

1. 弁護レジュメ2頁14行目において、「被害者から見れば…虚偽の事実適示で名誉を甚だしく傷つけられたことには変わりはない」と主張しているのに対し、弁護レジュメ3頁20行目以下において「公共の利害に関する真実と確信していた場合である限り、決して悪質ではない」としている。この2点の整合性について説明してください。
2. 弁護レジュメ3頁14行目において、「230条の2はその証明におった場合には処罰されないとする当然の結論を確認した規定に過ぎず」としているが、230条の2の存在意義は何か。
3. 弁護レジュメ3頁17行目において、「相当ないし確実な資料・根拠」という要件を挙げているが、これは判例から引用したものか。

以上